

令和 7 年 1 月 28 日

栃木県国土利用計画審議会における書面議決に係る運用

1 趣旨

栃木県国土利用計画審議会について、委員の負担軽減及び事務効率化の観点から、書面による議決等が可能となるよう、栃木県国土利用計画審議会条例第 7 条の規定に基づき運用・判断基準を定める。

2 対面・書面の判断基準【判断基準】

開催方法	国土利用計画	土地利用基本計画	
	計画書	計画書	計画図
	策定・変更	変更	変更
対面 (オンライン併用)	○	○	
書面			○

3 書面開催に係る運用

栃木県国土利用計画審議会条例第 5 条に規定のある会議は、2 の判断基準を標準とし、会長判断により、書面による議決を審議会の議決に代えることができるものとする。

4 その他

○ここに定めのない会議の運営方法については、附属機関等の設置及び運営に関する要綱による。

○この運用は、令和 7 年度の会議から適用する。

(参考 1)

国土利用計画法に基づく国土利用計画及び土地利用基本計画に係る運用指針（抜粋）

事務効率化の観点から、土地利用基本計画の総合調整の機能に支障を来さない範囲内で、一定の事項に関しては、書面による議決やオンラインによる議決、第 38 条審議会の長による専決とすることも可能である。また、審議会の下に部会又は委員会を設け、その部会又は委員会の議決をもって審議会の議決としているところもある。

なお、このような運用を円滑に行うためには、条例にきちんと規定する、又はあらかじめ第 38 条審議会の委員から承認を得て、審議会運営細則のような形で明定しておくことが望ましい。

栃木県国土利用計画審議会条例

第 7 条

この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

(参考 2) 土地利用基本計画に関するアンケート全国調査結果（令和 5 年 9 月栃木県調査）

第 38 条合議機関（国土利用計画審議会）への諮問手続きについて、審議会の書面開催やオンライン開催の実績があるか。

